// 2017年11月号 No.182 //

■ Topics トピックス

「特別試験研究費税額控除制度(OI型)の改正ガイドライン説明会」を開催

2017年9月8日、製薬協産業政策委員会税制部会の主催により、会員会社の税務・法務および研究開発の実務担当者を対象とした「特別試験研究費税額控除制度の改正ガイドライン説明会」を東京の野村コンファレンスプラザ日本橋大ホールにて開催しました。今回の説明会は、平成29(2017)年度の税制改正の内容確認と、特別試験研究費税額控除制度(以下、OI型/オープンイノベーション型)の活用促進のための情報共有を目的としたもので、31社、59名が参加しました。



会場の様子

はじめに

説明会では、産業政策委員会の竹内誠委員長による開会挨拶の後、厚生労働省医政局経済課課長補佐の阿部幸生氏より「研究開発税制改正の背景等」について、経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課課長補佐の岩田貴文氏より「研究開発税制の概要」について説明が行われました。

その後、税制部会の委員から、「製薬業界におけるOI型の活用状況と平成30年度改正要望」、「OI型の取組状況」の紹介およびアンケートへの協力依頼がありました。

研究開発税制改正の背景等

阿部氏より、以下項目に沿って研究開発税制改正全体について話しがありました。

- ・研究開発税制の意義
- ・研究開発税制の利用実績(平成27年度)



厚生労働省 医政局 経済課 課長補佐 阿部 幸生 氏

// 2017年11月号 No.182 //

・税制改正の変遷

■ Topics トピックス

- ・平成29年度税制改正の要望事項
- ・税の攻防・財務折衝での指摘事項
- ・改正後の研究開発税制

まとめとして、本税制の必要性について財務省・政治家等関係者に対して、具体的なデータを基にしたわかりやすい説明を行うことが重要であることや、実際にOI型を活用しているみなさんの現場の声を厚生労働省、経済産業省を通じて関係者に丁寧に伝えていくことがOI型改善につながるとの発言がありました。

研究開発税制の改正内容とOI型ガイドライン(平成29年度版)

岩田氏より、平成29年度税制改正における研究開発税制のポイントについて以下の説明がありました。

• 総額型

【税額控除率】

試験研究費の増減に応じて6~14%(中小企業者等:12~17%)

※大法人は10%超、中小企業者等は12%超部分について2年間の時限措置

【控除限度額】

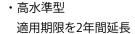
法人税額の25%(高水準型との選択制で、以下のいずれかの上乗せが可能) 1.中小企業者等で、5%超の試験研究費増加の場合、10%上乗せ

2.試験研究費割合が10%超の場合、0~10%上乗せ

※1、2ともに2年間の時限措置

【対象となる試験研究費】

- 1.製品の製造
- 2.技術の改良、考案又は発明
- 3.ビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」サービス開発を追加



· OI型

手続きの見直し等を行う



経済産業省 産業技術環境局 技術振興•大学連携推進課 課長補佐 岩田 貴文 氏

特にOI型の運用改善について、本年7月に経済産業省から「特別試験研究費税額控除制度ガイドライン(平成29年度版)」が公表されたことから、その内容に沿った説明がありました。

・控除対象期間について

【改正前】

当初契約において記載すべき事項が充足しておらず、契約変更により記載すべき事項を充足した場合には、その契約変更日以後に生じた費用のみが対象

【改正後】

契約変更前に生じた費用であっても、その契約に係るものであることが明らかであり、その費用発生と契約変更日が同 一事業年度にあれば対象とする

・対象費用の額の確認について

// 2017年11月号 No.182 //

■ Topics トピックス

【改正前】

対象費用の額の確認について、費用内訳(明細書)と領収書等との突合が必要と考えられている

【改正後】

対象費用の額の確認については、領収書等との突合までは求めないことを明確化する

・控除対象費用について

【改正前】

共同・委託研究において、相手方に支払う費用については対象費目が限定されており、間接経費が含まれない 【改正後】

対象範囲を、「当該研究に要した費用の総額」とすることにより、当該研究に必要な間接経費(光熱費や修繕費等)も含むものとする

平成29年度の税制改正によるOI型のポイントは前述の通りですが、詳細については経済産業省のHPに掲載されている「特別試験研究費税額控除制度ガイドライン(平成29年度版)」をご覧ください。

製薬業界におけるOI型の活用状況と平成30年度改正要望の紹介

冒頭、司会の村山正美税制部会委員より税制部会の主な役割について紹介があり、続いて川村竜也副部会長より製薬業界におけるOI型の活用状況について、税制部会で実施したアンケート結果を基に報告がありました。

■平成28(2016)年度 試験研究費税額控除 実績調査

調査依頼日: 2017年6月16日

調査依頼先:製薬協会員会社72社

回答社数:55社

回答結果: OI型適用会社 15社(民間との共同研究が適用額の大部分という結果)

■治験コストがOI型の対象にできた場合の影響調査

調査依頼日:2017年5月10日

調査依頼先:製薬協会員会社28社

回答社数:20社アンケート内容:

【設問(1)】

「契約変更の柔軟化」「確認方法の簡素化」「対象費用の追加」に関する手続きが改善されましたが、これらの改正内容についてどのように評価しますか?

【回答】

多くの企業が、平成29年度改正の内容では本制度活用に関する実装性が期待できないと回答。

【設問(2)】

OI型の手続きが改善されましたが、今後のOI型適用額(特に治験について)にどのような影響があると考えますか? 【回答】

多くの企業が、平成29年度改正の内容では治験において本制度活用に関する実装性が期待できないと回答。

【設問(3)】

治験について平成29年度改正後もOI型で適用しづらいと感じる要件や課題は何ですか?

【回答】

「契約書記載項目」など、さらなる手続き要件緩和に関する課題が多数挙げられた。



製薬協 産業政策委員会 税制部会 川村 竜也 副部会長

■ Topics トピックス

【設問(4)】

仮に、治験についてOI型の契約書記載、支出額把握、監査・監督等の要件が緩和された場合、貴社の治験活動(特に 医療機関向け委託)にどのような影響があると考えますか?

【回答】

多くの企業が、さらなる要件緩和により、治験に関する促進効果が期待できると回答。

【設問(5)】

仮に、OI型の委託研究の税額控除率が以下のように変更された場合、貴社の治験活動(特にCRO向け委託)にどのような影響があると考えますか?

中小企業者対象:20%→40%、その他民間企業対象:対象外→20%

【回答】

多くの企業が、対象先の拡充により、治験に関する促進効果が期待できると回答。

続いて、製薬協の平成30年度税制改正要望の紹介がありました。

【重点要望】

- 1.特別試験研究費に係る税額控除制度(OI型)の拡充
- 2.バイオ医薬品等設備投資促進税制の創設
- 3.パテントボックス税制の創設

【そのほかの要望】

- 1.タックスヘイブン税制における適正な運用の実施
- 2.ベンチャー企業の育成に資する投資促進税制(企業版エンジェル税制)の拡充
- 3.欠損金の繰越期間の延長、控除上限の見直し
- 4.海外100%子会社からの受取配当金の全額非課税
- 5.消費税の「95%ルール」復活
- 6.医療用医薬品への消費税の軽減税率の導入
- 7.固定資産税の償却資産に係る最低評価額(取得価額の5%)の撤廃
- 8.印紙税の廃止又は簡素化



製薬協 産業政策委員会 税制部会 植栗 聡 部会長

各社の取組状況について

税制部会の大西実副部会長と青柳豊委員より、自社におけるOI型を活用する際の社内基準設定、契約内容の把握、税制取組の年間スケジュール、実績、監査手続きおよび失敗事例等について紹介があり、各社の実情に基づいたOI型活用への取組を共有しました。

最後に

産業政策委員会税制部会の植栗聡部会長および製薬協事務局の松原明彦常務理事より、税制部会ではOI型をより活用していただくために、さらなる要望を出していきたいと考えており、その実現のためには活用されている企業、活用したいができていない企業のみなさんの実体験に基づく意見が不可欠であることから、引き続きご協力をお願いしたいとの挨拶があり、本説明会は終了しました。

(産業政策委員会 税制部会 森元司)